

あなたの住まいやブロック塀は

地震に対して安全ですか？

～ 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度～

～ 金沢市危険ブロック塀等除却費補助制度～



平成 19 年 能登半島地震による被害

金沢市 建築指導課 建物安全対策室

TEL 076-220-2059

FAX 076-220-2134

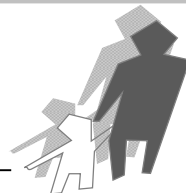
ホームページ:

[金沢市 建築トップ](#)

[検索](#)



建物の耐震化には3つのステップがあります



①耐震診断

建物の耐震性能を
調査・確認

②耐震設計

診断結果に基づき
補強方法を決定

③耐震改修工事

耐震設計に従って
補強工事

耐震化には手厚いバックアップ



○ 耐震改修のメリット

補助制度

耐震診断および耐震改修工事
にかかる費用に対する補助制
度は全国トップクラス！

〈最大〉

15万円+200万円

耐震診断 耐震改修工事

※ 条件により補助金が変更になる場合があ
ります。

税の特別控除

固定資産税や所得税の特別
控除を受けることができます。

〈最大〉

25万円+α万円

所得税 固定資産税

(問い合わせ先)
固定資産税→金沢市役所 資産税課
Tel 076-220-2151
所 得 税→金沢国税局 金沢税務署
Tel 076-261-3221

昭和56年以前の住宅にお住まいの方はまずは相談



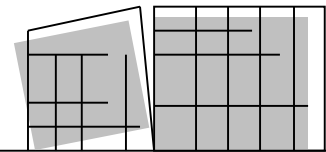
- 熊本地震で倒壊した木造建築物の7割は昭和56年以前に建築されたものです。
- 耐震診断を行い、お住まいの耐震性能を知ることが地震被害から生命を守る第一歩です。
- 耐震に関するアドバイスを受けたい方は、無料の耐震アドバイザー派遣制度をご利用ください。
- 令和3年4月1日より代理受領制度及び計画認定制度を導入し、より活用しやすい制度になりました。

お住まいの建築年次や補助制度の詳細い内容等、お気軽に**建築指導課**へご相談ください。

～ 金沢市危険ブロック塀等除却費補助制度 ～



危険ブロック塀等の除却にも補助



○ 補助対象

生徒、児童、幼児、一般の方が通行する道路沿いに設置されたブロック塀等の除却

- ・道路とは…建築基準法に規定する道路及びこれに準ずるもの
- ・ブロック塀等とは…コンクリートブロック造、石造、その他の組積造の塀及び門柱

○ 補助金額

① 道路に面するブロック塀等

〔補助単価〕 3,500円/m² ・ 〔限度額〕 10万円

② 通学路等に面するブロック塀等

〔補助単価〕 7,000円/m² ・ 〔限度額〕 20万円

- ・通学路とは…小・中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の敷地から1 km以内の区域に存する道路の区間及び児童が通学のために通常使用する経路として小学校の長が定める道路

○ 注意点(以下の場合には補助金の交付を受けることができません。)

- ◎すでに工事に着手、または工事が完了した場合
- ◎建物の解体に伴ってブロック塀を除却する場合
- ◎ブロック塀等を除却後、再度ブロック塀等を設置する場合
- ◎過去にブロック塀等除却に関する補助金の交付を受けた場合